

議提第2号

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

会議規則第14条の規定により、北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成28年3月18日 提出

提出者	北本市議会議員	滝瀬光一
賛成者	北本市議会議員	渡邊良太
賛成者	北本市議会議員	北原正勝
賛成者	北本市議会議員	高橋伸治
賛成者	北本市議会議員	諏訪善一良
賛成者	北本市議会議員	湯沢美恵
賛成者	北本市議会議員	中村洋子
賛成者	北本市議会議員	今関公美
賛成者	北本市議会議員	日高英城
賛成者	北本市議会議員	大嶋達巳
賛成者	北本市議会議員	保角美代
賛成者	北本市議会議員	松島修一
賛成者	北本市議会議員	黒澤健一
賛成者	北本市議会議員	工藤日出夫
賛成者	北本市議会議員	金子真理子
賛成者	北本市議会議員	岸昭二
賛成者	北本市議会議員	島野和夫
賛成者	北本市議会議員	加藤勝明
賛成者	北本市議会議員	横山 功

北本市議会議長 三宮幸雄様

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「委員会」の次に「若しくは北本市議会会議規則（昭和48年議会規則第1号）別表に規定する議会広報委員会若しくは委員協議会」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。